

○甲良町まちづくり総合補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、町が住民主体のまちづくり活動を充実・発展させるために、住民団体等による自発的な活動に対して、予算の範囲内において交付するまちづくり総合補助金（以下「補助金」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は自治会（甲良町行政区設置規則（平成27年甲良町規則第27号）第2条第2項に規定する行政区の住民による自治組織をいう。以下同じ。）およびまちづくり活動を実施する団体（以下「まちづくり団体」という。）として町長が認定した次の各号に掲げる団体とする。

（1）「小さな拠点」の運営主体のうち、住民が主体的に運営する法人で、町長が認定したもの（以下「拠点法人」という。）。

（2）前号に掲げる法人以外の法人で、町長が認定したもの（以下「法人」という。）。

（3）法人格を有しない団体であって、町長が認定したもの（以下「任意団体」という。）。

(対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、町長が必要と認める事業の中から団体が選択して実施する事業（以下「選択事業」という。）および団体が特に提案する事業で町長が採択した事業（以下「特別提案事業」という。）とする。ただし、他の補助金等の交付を受けて実施する事業は対象外とする。

(基礎加算)

第4条 町長は、自治会、拠点法人および法人に対して、事務的経費等の固定的費用に対する補助として、別表に定める額を補助金額に加算することができる。（以下「基礎加算」という。）

(法人新設特別加算)

第5条 町長は、任意団体が法人化しようとする場合、1団体1回に限り法人設立に係る経費に対する補助として、別表に定める額を補助金額に加算することができる。（以下「法人新設特別加算」という。）

(拠点法人特別加算)

第6条 町長は、拠点法人の事業を安定化させるための補助として、申請初年度から2年

度に限り、別表に定める額を補助金額に加算することができる。（以下「拠点法人特別加算」という。）

（対象事業の要件等）

第7条 第3条に規定する対象事業および第4条から第6条に規定する加算の要件、対象経費ならびに補助限度額は別表のとおりとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、町長が定める日までに、町長が定める書類を添えて交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 町長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な補助金交付のために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

（交付条件）

第10条 町長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（交付決定の通知）

第11条 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付申請をした者(以下「交付申請者」という。)に交付決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

（補助金事業の変更申請等）

第12条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した後に交付の対象となる事業(以下「補助金事業」という。)の内容に変更が生じたときは、変更交付申請書(様式第3号)により町長に当該通知に係る補助金事業の変更を申請しなければならない。

2 前3条の規定は、前項の場合について準用し、変更交付決定をしたときは、変更交付決定通知書(様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 第11条の規定は、前項の場合について準用する。

(実績報告)

第14条 交付申請者は、補助金事業が完了したときは、町長が定める日までに、町長が定める書類を添えて事業の成果を記載した実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類を審査し、その報告に係る補助金事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第6号)により、その旨を交付申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 前条の規定による通知を受けた交付申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助金事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、第11条の規定による交付決定通知の後において、概算払により補助金を交付することができる。この場合において、交付申請者は、交付対象事業の完了後速やかに第14条の規定による実績報告書を提出しなければならない。

(補助金事業に係る帳簿等の保存)

第17条 補助金事業を実施する者は、補助金事業に係る帳簿および証拠書類を、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(甲良町まちづくり交付金交付規則の廃止)

2 甲良町まちづくり交付金交付規則(平成29年規則第2号)は、廃止する。

(甲良町まちづくり交付金交付要綱の廃止)

3 甲良町まちづくり交付金交付要綱(平成29年告示第3号)は、廃止する。

(甲良町まちづくり活動団体育成事業補助金交付要綱の廃止)

4 甲良町まちづくり活動団体育成事業補助金交付要綱（平成20年訓令第25号）は、廃止する。

（甲良町まちづくり活動団体育成事業補助金交付要領の廃止）

5 甲良町まちづくり活動団体育成事業補助金交付要領（平成20年訓令第33号）は、廃止する。

（甲良町ごみ減量・リサイクル活動推進事業補助金交付要綱の廃止）

6 甲良町ごみ減量・リサイクル活動推進事業補助金交付要綱（平成5年訓令第85号）は、廃止する。

（甲良町地域応援事業補助金交付要綱の廃止）

7 甲良町地域応援事業補助金交付要綱（平成30年告示第5号）は、廃止する。

（甲良町特産品開発育成事業補助金交付要綱の廃止）

8 甲良町特産品開発育成事業補助金交付要綱（平成22年訓令第39号）は、廃止する。

別表(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係)

区分		要件、補助対象経費	対象団体	補助限度額
選択事業	地域づくり人材育成事業	集落において、地域づくり活動を担う人材の育成に資する事業 地域づくり学習会、先進地研修等 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会	5万円
	景観整備事業	地域の景観整備に資する事業 花いっぱい運動、集落のシンボルづくり等 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会 法人	5万円
	環境保全事業	生態系の保全や循環型社会の形成に資する事業 水環境保全、リサイクル活動、ごみの減量化等 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会 法人 任意団体	5万円
	交流事業	地域コミュニティ内外の人的な交流を目的とする事業 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会 法人	5万円
	地域健康福祉事業	地域住民の健康増進や福祉の向上に資する事業 健康増進、子育て支援、介護予防等 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会 法人	5万円
	地域ボランティア事業	任意団体が町内で実施する公共性の高いボランティア活動 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	任意団体	5万円
	伝統文化保存・継承事業	伝統文化の保存・継承に資する事業 集落の伝統文化の担い手育成や伝統行事の運営等 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会 法人 任意団体	5万円
	安全安心の集落づくり事業	集落の防災能力や住民生活の安全性の向上に資する事業 災害対策、防犯設備の整備等 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会	5万円
	地域資源の発掘・創生事業	地域資源の開発や利活用に資する事業 特産品の開発、地域資源の調査、研究等 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会 法人 任意団体	5万円
	「小さな拠点」推進事業	「小さな拠点」を活用した地域の活性化に資する事業 観光資源の開発・PR、町の知名度向上、6次産業化等 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	拠点法人	40万円
特別提案事業	対象団体が主体的に取り組む地域の特色を活かした独自事業または新規事業で地域の活性化に資すると認められるもの。 1年度あたり3事業を採択の上限とする。 また、同一事業への補助は2年度を限度とする。 飲食費、構成員への報酬、寄付その他金品の贈与および団体の経常的な経費は補助対象外とする。	自治会 法人 拠点法人	40万円	
基礎加算		補助金事業実施に係る事務的経費等への補助として補助金額に所定の金額を加算する。 酒類を除く軽微な飲食費も補助対象とする。	自治会	申請年度の4月1日時点の自治会人口に100円を乗じた額に10万円を加算した額
			法人 拠点法人	10万円
法人新設特別加算		法人化する任意団体に対して法人設立に係る費用を補助する。 1団体につき1回のみ申請可能とする。	任意団体	20万円
拠点法人特別加算		拠点法人の事業安定化のための支援として補助金額に所定の額を加算する。ただし、申請初年度から2年度に限る。	拠点法人	200万円

甲良町まちづくり総合補助金交付申請書

第 年 月 日 号

甲良町長 様

申請者 名称
所在地
代表者 印

下記のとおり 年度甲良町まちづくり総合補助金の交付を受けたいので、甲良町まちづくり総合補助金交付規則第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

明細表

区分		申請	金額	備考
選択事業	地域づくり人材育成事業			自治会が対象
	景観整備事業			自治会、法人が対象
	環境保全事業			自治会、法人、任意団体が対象
	交流事業			自治会、法人が対象
	地域健康福祉事業			自治会、法人が対象
	地域ボランティア事業			任意団体が対象
	伝統文化保存・継承事業			自治会、法人、任意団体が対象
	安全安心の集落づくり事業			自治会が対象
	地域資源の発掘・創生事業			自治会、法人、任意団体が対象
	「小さな拠点」推進事業			拠点法人が対象
特別提案事業				自治会、拠点法人、法人が対象
基礎加算	均等割			自治会、拠点法人、法人が対象
	人口割			自治会が対象 申請年度の4月1日時点の自治会人口×100円
法人新設特別加算				任意団体が対象 他の加算との併用不可
拠点法人特別加算				拠点法人が対象 2年度に限り申請可
交付申請額				

※申請する区分の「申請」欄に○を付し、「金額」欄に金額を記入すること。

2 添付書類

- ・ 選択事業計画書
- ・ 本年度予算書

様式第2号(第11条関係)

甲良町まちづくり総合補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

甲良町長

年 月 日付で交付申請のあった 年度甲良町まちづくり総合補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、甲良町まちづくり総合補助金交付規則第11条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

明細表

区分		採否	金額	備考
選択事業	地域づくり人材育成事業			
	景観整備事業			
	環境保全事業			
	交流事業			
	地域健康福祉事業			
	地域ボランティア事業			
	伝統文化保存・継承事業			
	安全安心の集落づくり事業			
	地域資源の発掘・創生事業			
	「小さな拠点」推進事業			
特別提案事業				
基礎加算	均等割			
	人口割			人口： 人（ 年4月1日時点） 申請年度の4月1日時点の自治会人口×100円
法人新設特別加算				
拠点法人特別加算				
交付決定額				

様式第3号(第12条関係)

甲良町まちづくり総合補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

甲良町長 様

申請者 名 称
所在地
代表者 印

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった甲良町まちづくり総合補助金事業について、下記のとおり事業を変更したいので、甲良町まちづくり総合補助金交付規則第12条第1項の規定により、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

※ 変更前後の事業内容がわかる資料を添付すること。

様式第4号(第12条関係)

甲良町まちづくり総合補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

甲良町長

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度甲良町まちづくり総合補助金については変更を承認し、下記のとおり交付することに決定したので、甲良町まちづくり総合補助金交付規則第12条第2項の規定により通知します。

記

変更前交付決定額 円
 変更後交付決定額 円
 増減額 円

明細表

区分		変更前金額	変更後金額	備考
選択事業	地域づくり人材育成事業			
	景観整備事業			
	環境保全事業			
	交流事業			
	地域健康福祉事業			
	地域ボランティア事業			
	伝統文化保存・継承事業			
	安全安心の集落づくり事業			
	地域資源の発掘・創生事業			
	「小さな拠点」推進事業			
特別提案事業				
基礎加算	均等割			
	人口割			
法人新設特別加算				
拠点法人特別加算				
交付決定額				

様式第5号(第14条関係)

甲良町まちづくり総合補助金実績報告書

第 年 月 日 号

甲良町長 様

申請者 名 称
所在地
代表者 印

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった甲良町まちづくり総合補助金事業について、甲良町まちづくり総合補助金交付規則第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- ・各事業実績報告書
- ・各事業実績説明資料
- ・各事業関係写真
- ・支出関連書類（領収書の写し等）

様式第6号(第15条関係)

甲良町まちづくり総合補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

甲良町長

年 月 日付で実績報告のあった 年度甲良町まちづくり総合補助金
については、下記のとおり交付額を確定したので、甲良町まちづくり総合補助金交付規則
第15条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
確定額	円
交付済額	円
精算額	円

明細表

区分		交付決定額	確定額	備考
選択事業	地域づくり人材育成事業			
	景観整備事業			
	環境保全事業			
	交流事業			
	地域健康福祉事業			
	地域ボランティア事業			
	伝統文化保存・継承事業			
	安全安心の集落づくり事業			
	地域資源の発掘・創生事業			
	「小さな拠点」推進事業			
特別提案事業				
基礎加算	均等割			
	人口割			
法人新設特別加算				
拠点法人特別加算				
合計				

様式第7号(第16条関係)

甲良町まちづくり総合補助金交付請求書

第 年 月 日
号

甲良町長 様

申請者 名 称
所在地
代表者 印

年 月 日付 第 号で通知のあった甲良町まちづくり総合補助金について、下記のとおり交付されるよう、甲良町まちづくり総合補助金交付規則第16条の規定により請求します。

記

交付請求額 円